

学校評価の制度化に関する考察

川北 泰伸

概要

本稿では、学校評価の制度化過程を検討することにより、学校評価が制度化された背景と、学校評価の制度的意図を明らかにすることに目的がある。学校評価の制度化には、中教審答申などが大きく影響している。そこで、学校評価の制度化に大きな契機となった中央教育審議会答申「今後の地方教育行政のあり方について」、教育改革国民会議「教育を変える 17 の提案」、中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」の3点について諮問理由、内容、審議の経過をレビューした。

レビューの結果、3点に一貫していたことは、戦後に構築され今日まで続いてきた教育行政や教育（特に、義務教育や学校教育）の在り方を、今日的に改善や改革していくことであった。また、共通する論点として、(1) 教育の質保証、(2) 教育に対する民主的コントロール、(3) アカウンタビリティの確保、(4) 社会の変化への対応、(5) 市場原理の導入、(6) 学校の自己改善、以上の6点が挙げられる。しかし、教育行政や教育の

在り方、制度に変更をもたらすものであるにも関わらず、学校評価そのものがテーマとなることなく、さらに、議論が深まることもなく学校評価は制度化された。学校評価のねらいが曖昧なまま制度化されてしまったことが明らかになった。

1. はじめに

本稿では、学校評価の制度化過程を検討することにより、学校評価が制度化された背景と、学校評価の制度的意図を明らかにすることに目的がある。アメリカで発達した学校評価がもととなり、戦後改革期の日本で学校評価は導入された(木岡 2000:189)。しかし、日本では繰り返し「学校評価」の必要性が示され、奨励され、実践的な試みがなされてきたが、学校評価は多様に理解され、定着してこなかった(木岡 2001:135)。今日行われている学校評価は直接的な検討の始まりは、1998年9月の中央教育審議会（以下、中教審）答申「今後の地方教育行政の在り方について」である。学校評価が制度化される経緯

表1 学校評価の導入経緯

1998年 9月	中央教育審議会 答申「今後の地方教育行政の在り方について」
2000年 12月	教育改革国民会議「教育を変える 17 の提案」
2002年 3月	小学校設置基準（文部科学省令）の制定
2005年 10月	中央教育審議会 答申「新しい時代の義務教育を創造する」
2006年 3月	文部科学省「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」
2006年 12月	教育基本法 改正
2007年 6月	学校教育法 改正
2007年 10月	学校教育法施行規則 改正
2008年 1月	閣議決定「第1期 教育振興基本計画」
2008年 1月	文部科学省「学校評価ガイドライン」（高等学校に関する記述追加）
2010年 7月	文部科学省「学校評価ガイドライン」（第三者評価に関する記述追加）
2013年 6月	閣議決定「第2期 教育振興基本計画」

(出典：筆者作成)

については、表1の通りにまとめることができる。

この点、日本の教育政策は文部科学省が主として担っているが、中教審は重要な役割を担っている(城山2002)。2000年以降では、官邸主導型政治の展開や、それと連動した首相官邸と直結した会議体からの影響力が大きくなっている。そのような傾向があるものの、政策や施策を具体化する上では、文部科学省や中教審の存在は無視することはできず、むしろ各種の具体化の段階でこそ文部科学省や中教審は影響力を持っていると言えよう(猪口1987、川北2011)。

学校評価は、子どもたちがより良い教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すための取組だと文部科学省は示している。具体的な目的は次の3点である(URL1)。

- (1) 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取り組みの適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
- (2) 各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。
- (3) 各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

学校評価の実施に関する現在の課題は、学校評価の実効性を高めることにあり、学校評価を実施することが目的化している状況にある(URL1、URL2、URL3、URL4)。

2. 評価と管理

2.1 「評価」の検討

学校評価とは、上述の通り、各学校自らの教

育活動やその他の学校経営について評価をすることと示されているが、そもそも評価とは何であろうか。まず、評価の目的を確認していく。三好によると、改善(または、学習)とアカウントビリティの2つの目的があるという(三好2008:6)。山谷によると評価の目的は3つあるという(山谷2012:21-22、2013:44-59)。第1に、政府のアカウントビリティを追求することである。政府とは広い範囲での政府を指しており、行政機関や立法機関、中央政府や地方政府(都道府県や市町村)を対象としている。政府活動の結果の有効性や、目的の達成度を知るために評価される。第2に、専門分野への知的貢献である。各専門分野で課題等を検討するために行われる、データ収集・データ分析の作業を評価と呼んでいる。第3に、マネジメントへの貢献である。政策や事業を実施している組織(行政・NGO・NPO・民間企業・国際機関・独立行政法人など)の活動の効率性や生産性の改善を目指している。Rossiも評価の目的として、プログラムの改良、アカウントビリティ、知識生成の3つを挙げている(Rossi2003 = 2005:35-36)。他方で、正当性を欠く理由によって評価が開始される可能性を考慮しておくことは、現実社会における評価の実態をとらえる上では重要である(Weiss1997 = 2014:25-58)。

アカウントビリティについては7つのタイプがあり(山谷2006)¹、タイプに応じて、アカウントビリティを確保する方法は色々ある。そのため、まず、アカウントビリティの種類を特定する必要がある。そして、①誰が、②何について、③どのような基準で、④どのような方法を使ってアカウントビリティを実現するのか、について確定させる必要がある。

専門分野への知的貢献については、主な関心は政策やプログラムを実施した結果発生する効果に向いている。そのため、政策やプログラムの実施主体になっている行政組織の活動方法や、行政制度の見直し、行政改革に直接関心はなく、さまざまな政策分野を横断して研究を行う「政策研究」に役立てるという目的もない。さらに、実施体制やマネジメントに関心もない。

これらの3つの評価の目的のどれを選択する

¹ 山谷は、Behn(2001:40-61)を参照している。

のかによって、評価活動の進め方に大きな影響を与える。アカウンタビリティを追求する場合、その関心は有効性にあり、評価の視点は外部の第三者的で、評価手法の客観性が重要になる。専門分野への知的貢献では、評価の視点や評価手法の専門性になる。マネジメントへの貢献では、現場の管理者が政策の進捗状況や政策効果の発現状況、または政策効果の発現を邪魔する外部要因を知ることが主たる目的であるため、評価の視点の第三者性や評価手法の客観性は求めない。そして、これらは制度設計上、3つの評価目的にしたがってそれぞれ評価組織を別に立ち上げることが望ましいとされている。

2.2 組織の任務と評価の関係

学校評価は学校における各種取組を評価する活動であり、学校は教育を目的とした組織である（河野 2000：171）。ゆえに、学校評価は、組織の活動を評価することとなる。そこで、評価と組織の関係について検討したい。組織活動とは、「組織の目的と目的実施のための行為が外部者によって受け入れられることを目指す活動」であり、「環境変化に適応するための革新活動」と「ルーティンの活動」がある（村松 2001：197）。他方で組織の任務に着目すると、評価との関係について次のとおり整理することができる（山谷 1997：28-30）。組織の第1の任務は、組織目標の達成であり、責務（=responsibility）がある。公共部門の組織では、組織目標が政策目標や施策目標であることが多いのであるが、目標達成度を明らかにし任務を果たしていることを証明、説明する責任（=accountability）を組織は負うこととなる。この場合、各状況を説明するというよりもむしろ、目標達成度を評価した資料によって説明しなければならない。この任務に対して行われる評価は、政策評価となる²。

組織の第2の任務は、目標達成を支援することである。この任務は、組織目標を達成するための直接的活動ではなく、その直接的活動を効果的に行うための二次的業務であり、目標達成を側面から支援する間接的活動である。した

がって、組織を管理する活動と言える。この任務に対して行われる評価は、管理評価という。

2.3 管理とは何か

学校評価は、学校という組織の活動を評価することとなるが、組織の存在が前提となれば、組織の在り方が組織の成果に大きな影響力をもつため、組織の管理が問題となる。そこで、管理とは何かについて検討したい。岡部によると（岡部 1967：2-3）、管理という言葉の多義性により定義することは困難な作業である一方で、社会生活の様々な分野で普遍的に存在し、具体的化されていることから意味はとらえやすいという。そして、管理とは、組織および分業と同時に発生し、これを発展させる力である、と捉えられた。組織と分業は、人間社会に関する限り、自然に発生するものではない。一定の目的を定め、この目的を実現するために、人と人との協力・分担の関係を作り出すところに、この分業と組織を生み出し、これを維持、発展させる意識的なはたらきが管理である。ゆえに、組織と分業と管理は、三位一体の関係にあり、今日のような大組織と精緻な分業の時代では、管理の重要性は増している。また、田中は（田中 1976：221）、管理とは「多数人の組織的集団にあって人びととの結合と協働により所定の業務を効果的に遂行する機能」であり、管理の真義は現状の改善と向上を図ることだという。

西尾も管理の概念規定を行う重要性を説き、基幹的管理制度の下における狭義の管理と、広義の管理の2つに整理している（西尾 a1976：1-2）。まず、管理とは協働体系としての「『組織』が、その第1次的業務というべき目的活動を効率的能率的に達成できるようにするために、組織態勢そのものの維持発展をはかる組織の第2次的業務」であるといい、「基幹的な管理制度の確立と運用」だという。基幹的な管理制度とは、この第1次的業務と第2次的業務を前提に、組織態勢の維持発展を図るための組織における諸資源の調達・配分・活用方法等に関する制度である。この時、基幹的な管理制度の運用を専門的に担当する中央管理機関が組織上分化し、

² 政策評価については山谷の研究以外に、宇野（2007）、佐藤（1991）、真山（1992、1998）を参考にしている。

公式な制度として確立すると、不可避的な帰結として、制度の運用方法まで制度化され、管理活動のルーティン化が進み始める。これは基幹的管理制度の特徴である。

そして、基幹的な管理制度の運用の大枠の中に、「狭義の管理」があるという。狭義の管理とは、「中間および末端の管理者層が基幹的な管理制度の運用の枠内で日常的におこなう管理機能」であり、日常的かつ非公式に、組織態勢の効率化と能率化を目指している。狭義の管理の具体的な事例としては、中央管理機関と各省庁の双方に能率専門官を配置し、各省に事務改善計画の立案と報告、およびその成果の報告とを義務づける O & M (Organization & Method) 制度がある。

基幹的な管理と狭義の管理には共通した特徴がある。ひとたび管理制度が確立され、その運用がルーティン化していくと、管理活動の硬直化、または自己目的化という現象が生じるのである。この時、「管理」は、一種の概念矛盾を抱えることとなる。管理とは、組織の目的活動の変動に即応して、たえず組織態勢を見直し再編成していく機能であるにも関わらず、管理活動の硬直化や自己目的化が生じるためである。そこで、管理制度とその運用についても、独自の評価作業とこれにもとづく改善が必要になる。このような活動が管理評価と管理改善である。言い換えると、管理評価と管理改善とは、管理の態勢と方式そのものの作動状況を評価し改善することである³。加藤は管理評価とは「単位組織に達成目標と責任が明確に配分され、達成可能として同意した業務成果の基準の設定、業績基準に照らして業績を評価し、改善を検討する」ことだと定義している（加藤 1985：67）。

また、管理は組織の目的活動に寄与するための活動であることに着目すると（狭義の管理では、組織の第2次的業務に着目してきたが）、管理の新しい任務として「広義の管理」を確認することができる。広義の管理とは、組織目的に関する企画・情報・評価の活動が管理の前提としてありながら、「組織目的に関する企画・情報・評価の活動を促進するような組織形態を整えるという、高次元の管理機能」である。時代とと

もに、管理の概念が拡張していることを受け、管理の新しい任務として位置付けられている⁴。

以上のことから、学校評価を制度設計する際には、評価の目的を明確にすることから始め、目的と手段を慎重に検討しなければ、評価は多くの混乱と誤解を生みだしてしまう。現状の学校評価は、次元の異なる3つの目的が設定されていることもあり、学校評価の根本的な狙いははっきりしない。この原因として、設計された制度自体に課題があるというよりも、むしろ制度化の過程において、明確な意図やねらいをもって制度設計がなされていない可能性がある。そこで、以下では、学校評価の制度化の過程に着目し、制度に対する意図やねらいについて検証することを試みたい。学校評価の制度化には、中教審答申などが大きく影響している。そこで、学校評価の制度化に大きな契機となった「今後の地方教育行政のあり方について」「教育を変える17の提案」「新しい時代の義務教育を創造する」の3点についてレビューしていく。

3. 制度化の過程

3.1 中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」

1997年9月に町村信孝文部大臣から「今後の地方教育行政の在り方について」諮問を受け、1998年9月に中央教育審議会が答申を出した。諮問を受け、1997年10月に「地方教育行政に関する小委員会」が設けられ、関係団体からのヒアリング、国民からの提言の公募、「一日中教審」の開催、教育委員会の現地調査等を実施しながら審議を重ね、1998年3月に「中間報告」を町村信孝文部大臣に提出した。その後、各方面からの意見を確認しながら、慎重に審議が進められた（URL5）。

3.1.1 諮問理由

この諮問は、1996年7月19日に中教審が出

³ 行政改革は、この管理評価と管理改善の一つの特殊な方式である（西尾 1976a：2）。

⁴ 管理評価の主な方法として、マネジメント・レビュー（management review）と業績評価がある（山谷 1997：26-31、伊藤 1979：57-116、大森 1979：313-320）。

した答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第一次答申）」と1997年6月1日に中教審が出した答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第二次答申）」の流れを受けている。大きな方向性としては、「ゆとり」の中で「生きる力」を育成していくことを掲げ、生きる力を育むためには、学校だけでなく家庭や地域社会が連携して取り組むことの重要性が示された。

さて、諮問理由は次の通りである。大きな方向性として、地方分権の推進などの理念を踏まえて、新しい時代に対応した地方教育行政の在り方全体の見直しを行い、教育委員会等がより主体的かつ積極的に行政を展開していく必要性があった。そこで検討のポイントとして次の3点を示した。

- (1) 国・都道府県・市町村の関係及び教育委員会と学校等教育機関の在り方
- (2) 教育委員会を中心とする主体的かつ積極的な地方教育行政の展開方策
- (3) 地域における学校等教育機関の役割と運営の在り方

3.1.2 答申の内容

全ての学校が特色を生かして、創意工夫を凝らした教育活動を展開するとともに、地域全体で子どもの成長を支えることが不可欠だと認識していた。特に「学校と地域の在り方」とそれを支える「教育委員会の在り方」に焦点をあて、次の4つの観点が設定された。

- (1) 学校の自主性・自律性を確立し、自らの判断で学校づくりに取り組むことができるよう学校及び教育行政に関する制度とその運用を見直すことが必要であること。
- (2) 子どもの生活と行動、体験の環境を整備するために、学校、関係機関・団体及び家庭の相互の連携協力を促進することが必要であること。
- (3) 地域の教育委員会が主体的かつ積極的に行政施策を展開することができるよう、教育委員会に関する制度や機能を見直し整備すること。あわせて、学校や地域の活動、教育行政に地域住民や保護者が積極的に参画するシステムの導入が必要であること。
- (4) 主体的な各地方公共団体の施策実施や、各

学校の自主的な教育活動の実現は、同時に教育委員会や学校がより大きな責任を負うことについての明確化が必要であること。

また当時は、教育行政の動向と同時に行政分野で、地方分権、規制緩和等の基本的な方針の下に行政改革が進められており、既に1998年5月には地方分権推進計画が閣議決定され、同年6月に中央省庁等改革基本法が成立している。そのため、行政改革や地方分権を考慮し、国や都道府県が市町村や学校に対して関与することを必要最小限度にすることが求められていた。そこで、次の4つの改革の方向性が示されると共に、教育行政や学校運営に関する多様な評価手法の導入等にも留意を要することが付記された。

(1) 学校運営組織の見直し。第1に、学校内部の活性化である。学校の裁量権限拡大、運営責任の明確化、組織的に取り組む体制構築が求められた。第2に、学校運営に対する地域住民の参画である。具体的に、「学校評議員制度」の導入が提起された。

(2) 教育委員会制度と運用の見直し。第1に、教育長や教育委員の選任方法の見直しである。教育行政の中立性と継続性の観点から現行の合議制を維持し、文部大臣や都道府県教育委員会による教育長の任命承認制度の廃止と、地方公共団体の議会による同意制の導入、教育委員数の弾力化が求められた。第2に、地域住民の意向の反映と参画が求められた。

(3) 教育委員会による教育行政の総合的展開。第1に、地域コミュニティの育成と地域振興を図ること、第2に、多様化する地域住民ニーズに対応することが求められた。

(4) 学校と地方公共団体の裁量拡大。具体的には教育課程の基準の大綱化・弾力化、学級編成や教職員配置の弾力化などが求められた。

以上のような全体像の中において、学校評価へとつながる部分は、「第3章 学校の自主性・自立性の確立について」の中の「第6節 地域住民の学校運営の参画」で提起されている。ここでは、学校の経営責任を明確にすること、教育目標や教育計画等を年度当初に保護者や地域住民に説明すること、その達成状況等に関する自己評価を実施し、保護者や地域住民に説明することが提起された。

3.1.3 審議の経過⁵

1997年1月に「21世紀に向けた地方教育行政の在り方にする調査研究協力者会議⁶」を文部省に設置し、地方教育行政の在り方について検討を行い、1997年9月19日に「論点整理」をまとめた。この論点整理が示した方向性は、答申「今後の地方教育行政の在り方について」の基礎となった。この協力者会議では、地方教育行政制度が50年経過していることや、地方分権推進委員会の勧告や動向を契機として、教育委員会を中核とする現行地方教育行政制度の意義と見直しに関する論点を整理することが目指された。そこでは、住民の多様なニーズに応じ、総合的かつ積極的な地方教育行政が展開できるシステムが必要であるという認識に基づき検討が行われた。論点整理は4つの視点を持っていた。

- (1) 学校と教育委員会、市町村・都道府県・国相互の関係、私立学校と地方公共団体との関係に関すること。
- (2) 地域住民と教育委員会、学校との関係に関すること。
- (3) 教育委員会の事務処理体制に関すること。
- (4) 地域コミュニティの育成と地域振興に関すること。

学校評価に関しては、学校の経営責任の明確化と自主性・自律性の確立が必要とされた。そこで、学校の教育目標の設定とその達成度合いを保護者や地域に対して情報提供し、説明責任を果たしていくことや、校長による自己評価を教育委員会へ報告することを検討する必要性が示された。

さて、上述の通り「地方教育行政に関する小委員会」が設置されたのだが、当協力者会議の論点整理に対して、具体的な提言を行うことを念頭に審議された。そこで、以下では「地方教育行政に関する小委員会」の審議経過をレビューしていく。ただし、議事録の公開範囲は発言内容のみのため、発言者を特定できない。その点は留意を要する。

(裁量拡大と成果管理)

地方教育行政に関する小委員会においても、

地域住民に対して学校の責任を説明することの重要性は確認された。また、評価によって学校の質を確保していくことにも関心が向けられた。評価方法は、学校が自己評価を行うことや、住民による外部評価の仕組み、教育委員会による評価、または、国や都道府県による評価などの意見がだされた。学校と教育委員会との関係では、教育委員会が学校へ権限委譲して学校を「支援」することに重点を切りかえる場合、評価の仕組みを整備することで学校の取組をアセスメントしていくことが必要であると指摘された。

(校長を補佐する存在)

学校に権限移譲がなされ、校長の責任が大きくなれば、従来までの校長機能を前提とした組織体制では十分に対応できない事態が予測された。そこで、大きくなった校長の責任に応じて、校長を補佐する体制整備の必要性が指摘された。また校長の権限に関することや学校の意思決定については、大学審議会での議論も参考にされた。

(学校評議員の提案)

学校の結果責任について学校の外部から評価を行うこと、学校を開き地域の声を学校運営に反映させること、校長を補佐しサポートすること、といった3つの思惑から「学校評議員」の導入が提起された。

(規制緩和のとらえかた)

規制緩和のとらえ方は、委員間で統一されることはなく、答申でも示されることはなかった。いわゆる競争によって学校の質が高まると考える委員や、学校の裁量を大きくすることで学校運営をしやすくし、学校をより機動的かつ柔軟に運営できるようにすることで学校の質が高まると考える委員がいた。今後の地方教育行政に関する小委員会第26回審議会で中教審会長の根本二郎は学校と学校は競争するべきであり、そのような競争条件のもとでよい学校が実現されていくことを強く主張し、競争促進型の教育行政の必要性を訴えて、審議会の総括を行っている。または、審議における用語の使用について、地方分権の推進を規制緩和だととらえている点、「開かれた学校」の推進を規制緩和だと

⁵ 以下の情報は審議会議事録による (URL6)。必要に応じて引用元を追加して記す。

⁶ 行政学者の村松岐夫が座長であった。委員は16名で、学識経験者、教育委員会の関係者、知事・市町村長など首長部局の責任者で構成され、丹念な具体例に基づいて様々な論点が出された (URL6)。

とらえている点、学校の裁量を大きくし自主性・自律性を高めることを規制緩和だととらえている点、に整理できよう。

(大学評価の影響)

学校評価と並行して大学評価の検討を文部省は行っていた。答申「今後の地方教育行政の在り方について」をとりまとめる議論の経過の中でも、大学審議会で行われた大学評価の議論との類似性が指摘されている。大学の自己評価の取組を参照しながら、段階的に学校評価を導入することが提起されたり、評価制度を提言するにあたり、規定の設け方は検討の余地があることや、大学審議会で議論されている第三者評価機関設置の動向と整合性をとることが示唆された。ただし、学校評価よりも大学評価の議論と制度化が先行していたものの、大学で評価制度を導入することを理由に初等・中等教育機関においても評価制度を導入すべきであるという旨の主張や議論はなされていない。

3.2 教育改革国民会議「教育を変える17の提案」⁷

外部評価を含む学校の評価制度を導入し、評価結果を保護者や地域住民等と共有し、学校の改善につなげることが提言された。教育改革国民会議は、小渕内閣の時に、2000年3月に発足し、森内閣へ継承され、2000年12月に17の提案が行われた。

3.2.1 審議の関心

この教育改革国民会議は「教育を変える17の提案」を検討するための議論の前提として、教育全体を次のようにとらえた。社会は大きく変化しており、従来の教育システムは時代の流れに取り残されつつあるという。そして、学校関係者や教育行政の関係者の意識の中では、中央集権的な教育行政の伝統が払拭されておらず、関係者間のもたれ合いと責任逃れの体質が残っていると指摘する。また、教育現場にイデオロギー対立が持ち込まれ、教育に対する国民

の信頼を大きく損なってきたと総括した。そこで、新しい時代に対応できる学校づくりと、そのための支援体制の実現を目指した。

そこで、4つの方向性の下で審議が行われた。第1に、教える側の論理が中心となった閉鎖的、独善的運営から、教育を受ける側が求める質の高い教育を提供することへ転換すること。そのために、各学校が改善に向けて不断の努力を行い、成果に応じた評価が得られることが必要だという。第2に、教育委員会や文部省（当時）などの教育行政機関も、管理・監督を重んじるのではなく、多様化が進む新しい社会における学校の自主性、自律性を確立することを支援すること。第3に、情報開示を進め、適切な評価を行うことで健全な競争を促進すること。第4に、学校は保護者や地域とともにある存在として、コミュニティが学校をつくり、学校がコミュニティをつくること。

3.2.2 提言の内容

外部評価を含む学校の評価制度を導入し、評価結果を保護者や地域住民等と共有し、学校の改善につなげることが提言された。教育改革国民会議は、小渕内閣の時に、2000年3月に発足し、森内閣へ継承され、2000年12月に17の提案が行われたものである。17の提案は「人間性豊かな日本人の育成」「才能を伸ばし創造性に富む人間の育成」「新しい時代の新しい学校づくり」「教育振興基本計画と教育基本法」という4つの観点をもって整理されている。学校評価については、「新しい時代の新しい学校づくり」として、「地域の信頼に応える学校づくりを進める」という提案の中で扱われている。

具体的に3つの提言がされた。第1に、開かれた学校をつくり、説明責任を果たすこと。保護者は学校の情報を欲しており、目標・活動状況・成果などを積極的に情報公開し、また、保護者からの意見に迅速に応えることを求めた。第2に、学校の特徴を出すために、外部評価を含む学校の評価制度を導入すること。評価結果を保護者や地域と共有することで学校改善を求めた。また、通学区域の一層の弾力化を行

⁷ 以下の情報は審議会議事録による（URL7）。必要に応じて引用元を追加して記す。

い、学校選択の幅を広げることも期待された。第3に、学校評議員制度などを活用して学校運営へ保護者や地域の参加を進めること。地域のコミュニティが学校をつくり、学校がコミュニティをつくっていくことを求めた。

3.2.3 審議の経過

第4回の審議の後、分科会を設置し、より詳細に審議を進めることとなった。学校評価に関する審議は、学校教育というテーマを担当する第二分科会（主査は金子委員）で行われた。全体の方向性として、全国画一的ではなく、努力が評価されることにより、学校の魅力が高まっていくことが目指された。そのための方法として、企業原理の導入や、公立学校を改革すること、私立学校を増やすことなどが議論された。また、教育改革論を根本的に検討するためには、教育基本法の見直しは避けて通れないテーマであるという認識であった。1947年の時点では、占領下という特殊な状況の中で、当時の日本の民主国家再生への新しい教育理念を示すものとして役に立ったが、時代が変わった現代においてはその使命は果たしたといえる。また、教育基本法は、教育の根本である家庭への言及がなく、学校教育に重点が置かれており分野に偏りがあるという。そして、教育基本法では触れられていない現代的な課題にも対応していく必要があった。これらの関心の下に、様々なテーマについて審議された。学校評価に関連しそうなテーマとして以下の点が挙げられよう。

（公立学校のあり方と学校のガバナンス）子どもを地域全体で育てていくこと、公立学校が改革の意欲をもてるようなシステム、保護者の要望を受け止める仕組み、組織として運営できる学校体制が必要だと指摘された。

（競争原理の導入の是非）公立学校は民間企業のように経営破綻がないため内からの改革が望めない点、競争原理の弊害への懸念、都市部と地方による環境の違いが指摘された。

（公立学校の「民営化」、「私学化」）小・中・高の公立学校を民営化し、学校を地域に委ねること、

私学の良い部分を公立に取り入れられたり、私学が実際の変革の例を公立に見せることが指摘された。

（学校評価）開かれた学校づくりを後押しするために、地域や保護者から評価される仕組みの必要性や、学校の評価を公表することで、順番・序列づけとなる弊害への懸念が示された。ただし、各学校が自らの努力で自己改善することを促す手段として、学校を評価していくことは理解が得られた。また、各学校が独自性を出すことには賛成があり、そのためには校長に権限や裁量を与えたとともに校長を含めた学校のマネジメント能力を強化する必要性が指摘された。学校評価と関連して学校選択制についても議論があり、賛否は大きく分かれた。学校評価の結果を含めた学校の情報を公開し、特色のある学校を選びやすくすることを良いと考える意見と、序列化が進むことへの弊害を懸念する意見とにわかれた。文部科学省は、当時、学校評価について「大学と同様に、自己点検、自己評価などを設置基準に明確化すること」を検討していた⁸。

（外部評価を含む学校の評価制度）報告書に次のように記載された。

(1) 保護者は学校の様々な情報を知りたがっている。開かれた学校をつくり、説明責任を果たしていくことが必要である。目標、活動状況、成果など、学校の情報を積極的に親や地域に公開し、学校は、親からの日常的な意見にすばやく応え、その結果を伝える。

(2) 各々の学校の特徴を出すという観点から、外部評価を含む学校の評価制度を導入し、評価結果は親や地域と共有し、学校の改善につなげる。通学区域の一層の弾力化を含め、学校選択の幅を広げる。

この表記については、審議の中で大きな懸念が指摘された部分である。懸念の論点は、外部評価は学校選択を前提とすることへの是非であった。学校を選択することに関して、大学や高等学校では既に行われていることだが、小・中学校で学校選択制を導入すると、学校の序列づけが進み弊害が大きいという指摘だ⁹。そこで「(1) 保護者は学校の様々な情報を知りたがっている。

⁸ 文部科学事務次官の発言。第14回議事録より。

⁹ 第8回の議事録より。藤田委員は一貫して、小・中学校における学校選択制を前提とした学校の評価に反対していた。

開かれた学校をつくり、説明責任を果たしていくことが必要である。目標、活動状況、成果など、学校の情報を積極的に親や地域に公開し、学校は、親からの日常的な意見にすばやく応え、その結果を伝える。」という部分では、学校の当事者が、自分たちの学校を良くすることを目指すべきだという指摘があった。また、「(2) 各々の学校の特徴を出すという観点から、外部評価を含む学校の評価制度を導入し、評価結果は親や地域と共有し、学校の改善につなげる。通学区域の一層の弾力化を含め、学校選択の幅を広げる。」という部分では、学校評価の結果について、「それらの情報をもとに親が学校を選択できるようにする」という原案を修正し、学校の評価制度と学校選択制とが必ずしも連動しているわけではないこととなった。また、「外部評価」という言葉について、論者によって意味内容が異なっていたため、定義を明確にすることが指摘されていたが、定義されることはなかった。

3.3 中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」

「新しい時代の義務教育を創造する（答申）」が2005年10月18日に中教審から出た。この答申では学校評価について次のように提起した。義務教育の構造改革として、教育の質を保証し、保護者や地域住民等への説明責任を果たす上で、学校評価を充実することが必要であり、そのためには、大綱的な学校評価ガイドラインの策定と、自己評価の実施と結果の公表を義務化することの必要性が指摘された。

3.3.1 答申の内容

答申の「第3章 地方・学校の主体性と創意工夫で教育の質を高める」の中の「(1) 学校の組織運営の見直し」の「イ 学校・地方自治体の取組の評価」の箇所ですべて学校評価について以下の通り、述べられている。

学校や地方自治体の裁量を拡大し主体性を高めていく場合、それぞれの学校や地方自治体の取組の成果を評価することは、教育の質を保証する上で重要性が増している。各学校では自己評価を中心に行われているものの、各学校における実施内容のばらつきや、評価結果の公表が

進んでいないなどの課題もあった。そこで、学校評価のさらなる充実のために、大綱的な学校評価のガイドラインの策定と、努力義務とされている自己評価の実施とその公表を義務化することの必要性が指摘された。

また、自己評価結果を外部者が評価するという外部評価を充実することが必要だと指摘した。教育委員会は、各学校の教育活動を評価し、同時に、学校に対する支援や条件整備など自らの取り組みについて評価し、必要な対応をとることを求めた。国は、評価に関する専門的な助言・支援を行うとともに、第三者機関による全国的な外部評価の仕組みも含め、評価を充実する方策を検討する必要がある。ただし、学校の序列化や過度の競争、評価のための評価といった弊害が生じないように、実施や公表の方法について十分な配慮が必要である。また、評価に関する事務負担を軽減するための工夫や支援も重要である。全国的な外部評価の仕組みの検討に当たっても、地方自治体の役割と国の役割を十分整理しながら、我が国の事情に合った方法を開発していく必要がある。

3.3.2 諮問理由

この答申が出されるにあたり、次の3つの諮問を受け、義務教育の在り方について審議が進んでいった。

- ・2003年5月「今後の初等中等教育改革の推進方策について」
- ・2004年3月「地方分権時代における教育委員会の在り方について」
- ・2004年10月「今後の教員養成・免許制度の在り方について」

「今後の教員養成・免許制度の在り方について」については、学校評価の検討に関係するものではないため、「今後の初等中等教育改革の推進方策」と「地方分権時代における教育委員会の在り方について」の2つについて確認していく。

「今後の初等中等教育改革の推進方策について」では、中長期的かつ総合的に検討することが求められた。具体的には、(1) 初等中等教育の教育課程及び指導の充実・改善方策、(2) 義務教育など学校教育に係る諸制度の在り方、以上の2点が検討事項とされた。学校評価に関係

する部分としては、(2) 義務教育など学校教育に係る諸制度の在り方において、学校の管理運営の在り方が検討事項となった。株式会社等による学校設置、公立学校の民間委託、地域が学校運営などに参画するコミュニティ・スクールの導入など様々な指摘がなされていることを含めて、公教育として、新しい時代にふさわしい学校の管理運営の在り方が検討事項となった。

「地方分権時代における教育委員会の在り方について」では、2つの背景があるという。1つ目は、地方分権が進展することで地方公共団体の責任と権限が拡大しているため、教育委員会は、地方公共団体における教育行政の責任ある担い手として、拡大した権限を生かし、地域のニーズに応じた教育行政を主体的に企画し実行していくことが、一層強く期待されていること。2つ目は、市町村合併によって、市町村の規模が拡大するとともに行政体制の再編が進んでいるため、新しい市町村における教育の在り方と、それを実現するための教育行政体制の在り方の検討が進んでいること。これらの2つを背景として、教育改革を着実に進め、各地方公共団体の教育行政体制を強化し、地方分権時代にふさわしいものとしていくことが不可欠であると述べられた。そこで、次の4つの検討課題が挙げられた。

第1に、教育委員会制度の意義と役割について。教育委員会制度が発足して半世紀以上経ち、迅速な意思決定や責任の所在の明確化等の観点から、意義を問う指摘もある。そこで、教育行政の中立性・安定性・継続性の確保や多様な民意の反映の重要性を踏まえながら、今日における意義と役割、また、さらなる発展について検討することが求められた。

第2に、首長と教育委員会との関係について。近年、地域課題の解決のため、生涯学習、文化、スポーツの振興が、市町村にとって大きな課題となっている。そして、首長と教育委員会の連携の仕方によって、得られる成果が大きく異なってくる。そこで、首長と教育委員会との役割分担も含めた、生涯学習、文化、スポーツ、幼児教育等の教育事務の在り方や、教育行政における首長と教育委員会との連携の在り方について検討することが求められた。

第3に、市町村と都道府県との関係及び市町村教育委員会の在り方について。市町村教育委員会は、人口規模が幅広いため、広域化の推進について検討することと、充実した教育行政の展開について検討が求められた。

第4に、学校と教育委員会との関係及び学校の自主性・自律性の確立について。保護者や地域住民の教育に対するニーズが多様化し、今日では社会の変化が速いため、学校に権限と責任を与え、学校の自主性・自律性を高め、教育への期待に迅速かつ、きめ細かく対応していくことが必要だという。また、そのことを踏まえて、各学校は教育活動について説明責任を果たし、継続的な自己改善システムの構築が必要とされている。そこで、学校の自主性・自律性を高めるための学校と教育委員会との関係の在り方や、学校の教育活動の成果を検証し改善につなげるための学校評価の在り方、また、学校の組織及び運営の在り方について、検討することが求められた。

この「地方分権時代における教育委員会の在り方について」の諮問を審議するために、中教審の教育制度分科会の中に地方教育行政部会を設置することとなった。地方教育行政部会は、「新しい時代の義務教育を創造する（答申）」を審議した義務教育特別部会（中教審の総会に設置）の前身となるものである。地方教育行政部会は審議した成果を「地方分権時代における教育委員会の在り方について（部会まとめ）」（以下、部会まとめ）として、教育制度分科会へ提出している。「新しい時代の義務教育を創造する（答申）」の中では、この地方教育行政部会が審議した成果について触れられていないが、学校評価を検討することが提言されている。そこで、「新しい時代の義務教育を創造する（答申）」を審議した義務教育特別部会の審議経過を確認する前に、その前身となる地方教育行政部会の審議経過をレビューすることから始めたい（URL8）。

3.3.3 審議の経過

3.3.3.1 「部会まとめ」の内容¹⁰

地方教育行政部会では、有識者や関係団体のヒアリング、教育委員会の現地調査、教育行政

¹⁰ 以下の情報は地方教育行政部会の議事録による（URL9）。必要に応じて引用を追加する。

制度についての外国調査等を実施し、16回にわたり会議を開催し審議を重ね、審議のまとめは行われた。新しい地方教育行政の在り方として、次の3つの改革が必要だという方向性を示した¹¹。

第1は、「全国的な教育水準の確保と市町村や学校の自由度の拡大」。国はナショナル・スタンダードを示し、教育の機会均等と全国的な教育水準を確保していく必要があるという。また、地域が自主性をもって地域の実情に応じた教育を実現するために、制度の弾力化と、市町村や学校の裁量拡大が必要とされた。さらに、明確な目標設定の下で、市町村の行政体制や学校の組織運営体制を強化することが求められた。

第2は、説明責任の徹底。市町村や学校は、評価・公開を通じて説明する責任を果たすと共に、教育の質を向上させること、責任の所在を明確にすることが必要とされた。

第3は、保護者や地域住民の参画の拡大。学校、保護者、地域住民が、思いや情報を共有し、相互の意向を反映することや、学校教育の改善充実や地域全体の教育力の向上を目指すことが必要とされた。

本文の中では「2. 教育委員会の在り方 2-6 学校と教育委員会との関係の改善」の中の「(3) 学校評価」の箇所に、学校評価の記述がある。学校が自らの教育活動について自律的・継続的な改善を行うこと、説明責任を果たすこと、学校、保護者、地域住民が情報共有し、学校運営に参画していくことにおいて、学校評価の実施と充実が重要であるという。そこで、学校評価の質を向上させる支援、自己評価の実施と公表を義務化すること、また、外部評価の在り方を検討する必要性が指摘された。ただし、学校評価は多面的に評価を行うことが重要であり、特に、学校選択が行われる場合、一面的な評価による序列化が生じないよう留意が必要だと述べた。

3.3.3.2 「部会まとめ」の審議経過

主な意見としては、おおよそ次の3点にまとめることができる (URL10)。

(1) 学校評価は、保護者・地域・学校の三者が

情報を共有し、学校運営に共同参画することを目的とすべき。また、学校の序列化は避けるべき。

(2) 利用者が学校を選択できる仕組みを作り、消費者主体のサービスを実現すべき。

(3) 自己評価の義務化や第三者評価の実施が必要。

この3点は、地方教育行政部会の主な意見として中教審総会で提出されたものであるが、学校評価のテーマに限らず各テーマにおいて、賛否を含め意見がわかれている状況を考慮して、賛否の状況を示す資料として、配布資料「資料⑧論点ごとの意見（地方教育行政部会第1回～第7回）」も同時に提出することになった¹²。ただし、学校評価に関しては、地方教育行政部会第2回の際に、京都市教育長の門川委員が京都市での学校評価に関する先進事例を紹介しているものの、地方教育行政部会、教育制度分科会、中教審総会では、ほとんど議論されていない。唯一の明確な論点としては、学校評価と学校選択制が連動した制度となる場合、特に、小・中学校段階では学校の序列化が進展する可能性があることである。または、ニュー・パブリック・マネジメントの考え方を教育の世界に持ち込むことへの危険性についてである。これらの点については、地方教育行政部会の一部の委員が懸念を提起しているにすぎず、一定の方向性をだすための議論は行われなかった。教育制度分科会では、大まかな動向として、世界の多くの国では教育 이슈がナショナル・イシューになっているが、日本は地方分権の推進からこの世界の動向と反対方向へ進もうとしているという指摘があった程度である。

3.3.3.3 義務教育特別部会の審議経過¹³

以上が、義務教育特別部会の前身となる地方教育行政部会における審議経過である。その後、「三位一体の改革について」に関する与党合意が行われ、義務教育の在り方などについて、2005年秋までに中教審で結論を得ることが求められた。この与党合意を受けて、「義務教育

¹¹ 地方分権の観点で森田朗（行政学）が地方教育行政部会の委員であることには留意されたい。

¹² 教育制度分科会第14回において、地方教育行政部会での意見の相違を記さない資料を中教審総会に提出することに対して意見が付き、提出資料が見直されることとなった (URL11)。

¹³ 以下の情報は義務教育特別部会の議事録による (URL12)。必要に応じて引用を追加する。

の在り方に関する検討の論点（中央教育審議会会長試案）」が中教審会長から出された。この試論の中では、「学校・教育委員会の在り方」として、教育活動を評価し公開すること、「学校や家庭・地域の関係・役割の在り方」として、相互に連携・協力し、また、保護者や住民は学校運営へ参画することが論点として挙げられた。部会のまとめ、三位一体改革、中教審会長による論点の試論、これらを前提に、義務教育特別部会は設置された。義務教育特別部会は次の事項について専門的な調査審議を行うこととなった。

- (1) 義務教育の制度・教育内容の在り方について
- (2) 国と地方の関係・役割の在り方について
- (3) 学校・教育委員会の在り方について
- (4) 義務教育に係る費用負担の在り方について
- (5) 学校と家庭・地域の関係・役割の在り方について

2005年5月23日に中教審総会で「特別教育部会における審議経過報告（その1）」が提示された。この報告では、「4 現場の主体性と創意工夫で教育の質を高める -学校・教育委員会の改革-」における「(1) 学校の組織運営の見直し」の中の「イ 学校・地方自治体の取組の評価」の箇所、学校評価について述べた。こ

こでは、学校評価の充実が必要で、自己評価の実施とその公表の義務化を検討することや、自己評価結果を外部評価すること、教育委員会による教育行政に関する自己評価と外部評価の検討が必要であると述べた。また、「ウ 保護者・地域住民の参画の推進」の箇所では、保護者や地域住民の学校運営への参画は、学校運営が透明性、公正性、公平性を高めると同時に、説明責任を果たすことで、民主主義に基づいた学校評価を目指すことができる。そして、国の基準等による事前チェックに加え、教育の質に関する事後チェックの充実は、検討が必要だと述べた。

「審議経過報告（その1）」に対して、その後示された主な意見は次の通りである。学校や地方自治体の裁量拡大と主体性の向上のためには、取組み成果を評価し、教育の質を保証することはいっそう重要となる。そこで、第三者機関による全国的な外部評価の仕組みを含めて検討する必要があるという。また、学校評価は、各学校や地域においてナショナル・ミニマムが達成されているかどうかを把握し、未達成の学校・地域に対して必要な支援や助言を行い、同時に、教育行政の改善点を明らかにすることも重要である。なお、外部評価については、学校の序列化が生じない配慮と、地方自治体や国の役割を整理することが必要とされた。

具体的な議論としては、評価結果の公表は賛成多数であった。賛成の理由は、義務教育は税

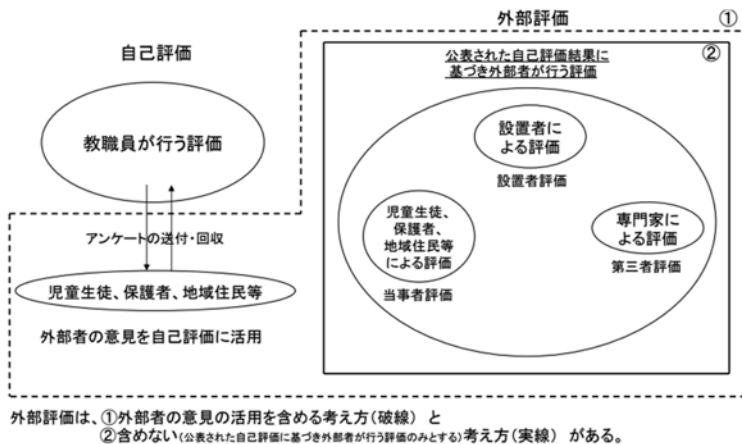


図1 学校評価の概念整理

(出典：義務教育特別部会第34回配布資料「学校評価の概念整理（案）」より引用)

金を用いていることから国民に対して一定の説明責任があるという意見や、社会や時代の要請として必要であるという意見が挙げられた。また、日本の評価文化が未成熟な状況を踏まえ、評価結果の公表は時期尚早という意見と、評価文化を醸成するために公表すべきという意見があった。外部者による評価については、外部者の範囲が定まることはなく様々に議論が行われた。外部評価については図1の通り整理されている。また、学校評価は学校を改善する取組みなのか、学校を競争させ選択と集中の資源配分を目指すものなのか、方向性を問う指摘があったが、議論は深められなかった。

4. 考察

「今後の地方教育行政の在り方について」「教育を変える17の提案」「新しい時代の義務教育を創造する」の3点に一貫していたことは、戦後に構築され今日まで続いてきた教育行政や教育（特に、義務教育や学校教育）の在り方を、今日的に改善や改革していくことであった。共通する論点は6点に整理できよう。

第1に、教育の質保証。日本の教育における学力への社会的関心は低くない。また、昨今では、家庭の社会経済的環境と学力との関係も社会的、政策的関心となっており、家庭環境に関わらず学力を確保することは社会的課題となっている。他方では、教育の成果は各教員の力量にも大きな影響を受ける。しかし、教員の質を一定に保つことは容易ではなく、そもそも教員に対する国民からの信頼は盤石ではない。これらの課題に対応していく必要があるのだ¹⁴。

第2に、教育に対する民主的コントロール。教育は学校や教員の裁量に依る部分が大いにも関わらず、教育行政や学校教育に対する社会的信頼が高まっていない。また、行政委員会制度を採用して教育委員会を設置し、教育の政治的中立性の確保に努めているが、教育委員会制度も様々な批判がある。これらを背景に、民主的コントロールの在り方が課題となっている。

第3に、アカウントビリティの確保。アカウ

ンタビリティは、日本では1990年代から流行しはじめた言葉で、学術界や政府レベルに限らず一般的に普及している概念である。「説明責任」と翻訳されたことで本来の意味内容をもって使われていないという批判はあるが、アカウントビリティを確保することは、現代社会において、もはや時代の要請といえる状況にある。特に、公教育については、高い公共性を有するにも関わらず、第三者からの監視にさほどさらされていない。さらに、公教育に対する批判的な意見も絶えないため、課題を有している。

第4に、社会の変化への対応。戦後の日本に形成されてきた様々な社会のシステムが、時代の変化に適応できず制度疲労を起こしていることは、各政策分野で確認される現象である。教育でも同様の指摘は散見される。地方分権の推進や人口減少問題、科学技術の進歩や各種社会問題など、戦後の制度設計時には想定されていない社会的事象が確かに生じている。そのため、より良い教育を展開していくために必要な対応を検討しなければならない状況にある。

第5に、市場原理の導入。財政状況が厳しい昨今では、公的部門における市場原理の導入は、根強く関心を集めている。公共性が高いにも関わらず、市場原理と相性の悪い分野や領域を主に扱う公的部門にとっては、慎重さが求められる。教育についても同様の課題を抱えているのである。

第6に、学校の自己改善。学校の閉鎖性や組織の問題など様々な要因を背景に、学校の自己改善能力の低さが問題視されている。いかにして社会の要請に応えるのかという課題がある。

以上の6点の論点を解決するために、学校評価が導入されたと言えよう。また、制度化に関係する答申等を確認してみると「今後の地方教育行政の在り方について」と「新しい時代の義務教育を創造する」では、中心的テーマは教育委員会制度改革と教育行政に関するアクターの責任や役割の再構築（または明確化）であった。教育改革国民会議の「教育を変える17の提案」では教育基本法の改正が中心的テーマであった。教育行政や教育の在り方、制度に変更をもたらすものであるにも関わらず、学校評価その

¹⁴ そもそも「教育の質とは何か」について定かになっていない、という根本的課題がある。

ものがテーマとなることはなく、さらに、建設的に議論が深まることもなく学校評価は制度化された。学校評価のねらいが曖昧なまま制度化されてしまったのである。

組織の任務と評価の観点に着目すると、政策評価と管理評価を同時に行うような事態に学校評価は陥っていると見えよう。管理の観点に着目すると、狭義の管理と広義の管理の検討から、社会の変化に対応しながら、さらに学校・家庭・地域が連携協力しながら、より積極的かつ直接的に教育の質保証を実現していくためには、または学校の目標を達成していくためには、広義の管理が行われる必要がある。ただし、学校における管理には限界もあり、文部科学省や教育委員会が定める規定が時として障害となる。

最後に残された課題を挙げたい。第1に、教育評価と学校評価の関係を確認する必要がある。教育評価の文献には確かに学校評価がテーマとして存在している。他方で、教育経営や学校経営という分野でも学校評価が扱われており、研究のボリュームも大きいように見受けられる。これらは、教育学における学校評価の位置づけを確認する作業となるであろう。第2に、文部科学省の政策評価と学校評価の関係、または自治体における行政評価と学校評価の関係についても整理が必要であろう。これらについては、今後の研究課題としたい。

参考文献

(日本語文献)

- 伊藤大一 (1979) 「諸外国の行政管理 イギリス」 行政管理研究センター『社会経済の変化と行政の対応に関する調査研究』行政管理研究センター。
- 猪口孝・岩井奉信著 (1987) 『「族議員」の研究』日本経済新報社。
- 宇野二郎 (2007) 「政策評価」 藤井浩司・縣公一郎編『コレクク行政学』成文堂。
- 大森彌 (1979) 「管理評価方式の特色」 行政管理研究センター『社会経済の変化と行政の対応に関する調査研究』行政管理研究センター。
- 岡部史郎 (1967) 『行政管理』有斐閣。
- 小川正人 (2010) 『教育改革のゆくえ』筑摩書房。
- 加藤一明 (1985) 「行政管理総論」 加藤一明・加藤芳太郎・佐藤竺・渡辺保男著『行政学入門 (第2版)』有斐閣。
- 川北泰伸 (2011) 「国立大学法人化の考察」 『同志社政策科学研究』 12 (2)、131-143。
- 河野和清 (2000) 「学校組織論」 日本教育経営学会編『教育経営研究の理論と軌跡』玉川大学出版部。
- 木岡一明 (2000) 「学校評価論」 日本教育経営学会編『教育経営

- 研究の理論と軌跡』玉川大学出版部。
- 木岡一明 (2001) 「教育委員会アセスメントと学校評価」 堀内孜編『開かれた教育委員会と学校の自律性』ぎょうせい。
- 木村元 (2015) 『学校の戦後史』岩波書店。
- 佐藤克廣 (1991) 「政策評価の理論」 新川達郎・宇都宮深志編『行政と執行の理論』東海大学出版部。
- 城山英明・細野助博 (2002) 『続・中央省庁の政策形成過程』中央大学出版部。
- 田中守 (1976) 「管理の動向」 辻清明編『行政学講座3 行政の過程』東京大学出版部。
- 西尾勝 (1976a) 「政策評価と管理評価」 行政管理研究センター『行政管理研究』(2)。
- 西尾勝 (1976b) 「効率と能率」 辻清明編『行政学講座3』東京大学出版部。
- 西村文男・天笠茂・堀井啓幸編 (2004) 『新・学校評価の理論と実践』教育出版。
- 日本教育経営学会編 (1986) 『教育経営研究の軌跡と展望』ぎょうせい。
- 真山達志 (1991) 「政策実施の理論」 新川達郎・宇都宮深志編『行政と執行の理論』東海大学出版部。
- 真山達志 (1992) 「行政と政策研究」 山梨学院大学行政研究センター編『政策研究と公務員教育』第一法規。
- 真山達志 (1998) 「総合政策科学と公共政策」 大谷實・太田進一・真山達志編『総合政策科学入門』成文堂。
- 三好皓一 (2008) 「評価とは何か」 (三好皓一編『評価論を学ぶ人のために』世界思想社)。
- 村松岐夫 (2001) 『行政学教科書 (第2版)』有斐閣。
- 山谷清志 (1997) 『政策評価の理論とその展開』晃洋書房。
- 山谷清志 (2006) 『政策評価の実践とその課題』萌書房。
- 山谷清志 (2012) 『政策評価』ミネルヴァ書房。
- 山谷清志 (2013) 「政策評価」 新川達郎編『政策学入門』法律文化社。

(外国語文献)

- Behn,R.D (2001) Rethinking Democratic Accountability, Brookings
- Kells,H.R (1988) Self-Study Processes,Macmillan (= 1998、喜多村・館・坂本訳『大学評価の理論と実際』東信堂)
- Rossi,P.H., Lipsey,M.W. and Freeman,H.E. (2003) *Evaluation:A Systematic Approach*, SAGE Publications (= 2005、大島巖・平岡公一・森俊夫・元永拓郎監訳『プログラム評価の理論と方法』日本評論社)
- Weiss,C.H (1997) *Evaluation:Methods for Studying Programs and Policies*, 2nd Edition, Prentice Hall (2014、佐々木亮監修『入門評価学』日本評論社)
- (URL リスト)
1. 文部科学省 (2016) 「学校評価ガイドライン [平成 28 年度改訂]」 文部科学省ホームページ (2017 年 9 月 1 日取得、http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/1295916.htm)。
 2. 文部科学省 (2016) 「学校評価等実施状況調査 (平成 26 年度間) 結果概要」 文部科学省ホームページ (2017 年 9 月 1 日取得、http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/1369130.htm)。
 3. 文部科学省 (2012) 「学校評価等実施状況調査 (平成 23 年度間調査結果)」 文部科学省ホームページ (2017 年 9 月 1 日取得 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/1329301.htm)。
 4. 学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議 (2012) 「地域とともにある学校づくりと実効性の高い学校評価の推進について (報告)」 文部科学省ホームページ (2017 年 9 月 1 日取得、http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/05111601/1318815.htm)
 5. 中央教育審議会 (1998) 「今後の地方教育行政の在り方について (答申)」 文部科学省ホームページ (2018 年 1 月 8 日取

- 得 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chuuou/toushin/980901.htm)
6. 中央教育審議会（1998）「今後の地方教育行政に関する小委員会議事要旨・議事録・配付資料」文部科学省ホームページ（2018年1月8日取得 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_chukyo_index/bunkabukai/bukaiiinkai/giji_list/1311833.htm）
 7. 教育改革国民会議（2000）「教育改革国民会議議事録・議事要旨」首相官邸ホームページ（2018年1月8日取得 <https://www.kantei.go.jp/jp/kyouiku/>）
 8. 中央教育審議会（2005）「中央教育審議会（第47回）配布資料 中央教育審議会義務教育改革に関する検討体制について」文部科学省ホームページ（2018年1月8日取得 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/1266064.htm）
 9. 地方教育行政部会（2004）「地方教育行政部会 議事要旨・議事録・配付資料」文部科学省ホームページ（2018年1月8日取得 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo1/003/giji_list/index.htm）
 10. 中央教育審議会（2004）「中央教育審議会（第41回）配布資料 資料⑦これまで出された論点と主な意見」文部科学省ホームページ（2018年1月8日取得 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/1266059.htm）
 11. 教育制度分科会（2004）「教育制度分科会（第14回）配布資料 資料⑦これまで出された論点と主な意見」文部科学省ホームページ（2018年1月8日取得 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo1/gijiroku/1266011.htm）
 12. 義務教育特別部会（2005）「義務教育特別部会 議事要旨・議事録・配付資料」文部科学省ホームページ（2018年1月8日取得 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo6/giji_list/index.htm）